

学生が遵守すべき安全保障輸出管理について

安全保障輸出管理とは？

日本および世界の平和・安全の維持を目的として、日本国政府は軍事転用可能な、又は軍事的に機微な貨物・技術について、その輸出・提供を厳格に規制しています。外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）は、大学を含む輸出者・提供者が外為法のリスト規制および／またはキャッチオール規制に該当する貨物の輸出と技術の提供を政府の許可なく行うことを禁じています。

政府の許可なく規制に該当する貨物の輸出または技術の提供を実施する行為は犯罪に当たり、実施した個人だけでなく関与する大学も罰を受けることとなります。従って、神戸大学のすべての構成員（学生を含む。）は外為法を遵守する必要があります。例えば、モノ・設備の外国への輸出・持出しや技術（役務）の外為法上の「非居住者」または「特定類型該当の居住者」（後段説明参照）への提供に政府の許可が必要かを確認する必要があります。

神戸大学は研究教育活動におけるグローバル化を推進する一方、外為法遵守のために、神戸大学の安全保障輸出管理規則（以下「輸出管理規則」という。）を制定しています。

誰が輸出者や提供者になるか？

外為法の「居住者」「非居住者」は国籍とは無関係です。「居住者」は日本国に6ヶ月以上滞在する個人であり、「非居住者」は外国に2年以上滞在する個人、又は外国の事務所等で働く目的や外国に2年以上滞在する目的で出国する個人です。なお、「居住者」でも、外国政府や外国法人と雇用契約等を結んでいる場合、外国政府等から経済的利益を受けている場合、外国政府の指示の下で行動していると考えられる場合は、「特定類型該当の居住者」と分類されます。

なお、留学生は日本到着時に「非居住者」であっても、6ヶ月経過後に「居住者」（一部「特定類型該当の居住者」を含む）にその法的地位が変化することに注意してください。

「居住者」「非居住者」による輸出・提供が外為法の規制対象となります。貨物は外国への輸出の行為が、技術（役務）は「非居住者」または「特定類型該当の居住者」への提供の行為が対象となります。提供については、その提供がなされる場所（国）を問いません。

学生は何をすべきか？

留学生を含むすべての学生は、神戸大学の教育研究に関係する貨物の外国への輸出／持出し、技術（役務）の「非居住者」または「特定類型該当の居住者」への提供などを行うおおうとする場合には、事前に修学指導教員等に相談して下さい。修学指導教員等は輸出管理規則に従って、学生とともに「事前チェックリスト」を作成します。

これらのことは宣誓書に明記されている「本学の規律を守ること」に含まれますので輸出管理規則を遵守願います。